

開催に当たって

第21回弁護士業務改革シンポジウムを京都市の同志社大学今出川キャンパスにおいて開催いたします。

1985年に「親しまれる弁護士へ」をメインテーマに始まった弁護士業務改革シンポジウムは、今回で21回目を迎えることとなりました。我が国を取り巻く国際情勢も大きく変わり、我が国の社会・経済も大きな変貌を遂げております。とりわけ2001年の司法制度改革による変革を受けて、私たち弁護士のみならず、法曹全体が置かれている社会環境も大きく変化しました。

このような中で、弁護士業務改革シンポジウムは、弁護士業務の発展・改革に資するため、弁護士業務に関する諸課題についての必要な調査・研究を行い、その成果を示す場として開催されてまいりました。

当連合会は、かねてから弁護士の業務拡充と活動領域の拡大に努めています。その具体的目標として、本年度の会務執行方針に、「弁護士費用保険の拡充」、「国・自治体との連携」、「企業法務、企業活動のモニタリングなどの活動」、「中小企業に対する法的支援と積極的なアプローチ」、「組織内弁護士の拡大と支援」、「国際的に活躍できる弁護士の育成・支援活動」、「市民の多様なニーズに応えられるスキルの養成」、「IT化、AI技術の進展への対応」等を掲げています。

今回は、メインテーマに「伝統の都から未来を視る～新たな弁護士業務の展開～」を掲げ、過去最多の11分科会と1セミナーを開催します。その詳細は、本報告書に記載されているとおりで、本シンポジウムが我が国の弁護士業務の新たな地平を開く絶好の機会となることを確信しております。

最後になりますが、本シンポジウムの開催に当たっては、会場等を提供して下さった同志社大学に多大なる御協力をいただきました。そして、開催地である京都弁護士会に御尽力をいただき、準備に当たってまいりました。おかげをもちまして、弁護士会員のみならず多くの皆様が参加する大規模なシンポジウムが開催されますことに、心より感謝申し上げます。

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

ご あ い さ つ

日本弁護士連合会の第21回弁護士業務改革シンポジウムが京都で開催されますことをうれしく思い、全国から御参加の皆様を心より歓迎します。

京都での開催は、1997年（平成9年）の第10回シンポジウム以来22年ぶりとなりますが、この間、私たち弁護士を取り巻く状況は大きく変化しています。弁護士人口が大幅に増加したのに対し、日本の経済はデフレの状況が長く続き、弁護士が漫然としていても「景気のいい」事件が入ってくるというような時代ではなくなりました。

一方で、社会の需要に対して法的サービスが既に行き届いているかという点、そういうわけでもありません。少子高齢化や経済のグローバル化、さまざまな分野でのIT化などが急速に進んでおり、それらに伴って生じる法的需要は潜在的なものも含め大きなものがあります。

私たちは、これまで弁護士が取り組んでこなかった分野においても法的需要があることを正しく理解し、弁護士としてどのような関わり方ができるのか、どのような法的サービスを提供できるのかを把握する必要があります。

そうした意味において、日本弁護士連合会が弁護士業務改革シンポジウムを開催し、時宜に適ったテーマを選定して分科会を設け、全国の弁護士が集まって議論を交わすことは誠に意義深いものがあると思います。今回の会場である同志社大学は、京都御苑のすぐ北側に位置し、環境に恵まれたところです。学問と文化の街である京都において、大いに議論を深め、大きな成果を得ていただくことを期待します。

また、京都は、山紫水明の地、世界遺産を含む多くの観光資源を有する地であるとともに、京野菜などの食材にも恵まれた土地であり、料亭やレストランも数多く存在しています。シンポジウムの後には、観光にグルメにと是非お出かけいただき、京都を満喫していただきたいと思います。

京都での弁護士業務改革シンポジウムが実り多いものとなり、新たな業務分野の開拓とこれからの弁護士業務の発展につながることを祈念して、開催地からのごあいさつと致します。

京都弁護士会

会長 三野 岳彦

第 21 回弁護士業務改革シンポジウムについて

1 はじめに

弁護士業務改革シンポジウムは、弁護士業務の諸問題についての必要な調査・研究を行い、弁護士業務の発展・改革に資するために行うものとされ、1985年に第1回を開催し、以後継続して開催され、この度第21回目を迎えることとなりました。これまでに弁護士業務改革シンポジウムで取り上げられたテーマがその後の日弁連の重要政策課題として具体化していった例は多く、近年では弁護士業務改革委員会だけでなく日弁連のいわゆる業務系の委員会が広く参加し、弁護士業務に関する重要課題の研究結果を発表する場として、人権擁護大会に匹敵する日弁連の重要イベントに発展してきました。

この間、時代は昭和から平成と変わり、本年は令和という新たな時代が幕を開けることとなりました。かえりみれば、平成の時代は東西冷戦構造の崩壊で幕を開け、世界の情勢は急激に大きく変化し続けました。我が国の内部にあっても、政治や経済、社会の様々な分野で大きな変革が試みられ、平成とは変革を模索する時代であったとも言われます。そして、今や我が国は歴史上経験したことのない「人口減少時代」に突入しています。

このような平成の激動を受けて、私たち法曹界もまた司法制度改革の波を受け、大きな変革を求められてきたのは周知のとおりです。

新たな令和の時代を迎え、私たちの業務はいかにあるべきか、また、どのように展開させていくべきかを、私たち弁護士一人一人が創意工夫を凝らしながら、常に考え、実践して行かなければなりません。

2 今回のシンポジウム

第21回目となる今回の弁護士業務改革シンポジウムは、次のようなテーマを定めるとともに、開催の工夫をいたしました。

(1) テーマ

新たな時代を迎えた最初の弁護士業務改革シンポジウムであり、これまでの取組を踏まえ私たち弁護士の業務の未来を目指すという観点から、メインテーマは「伝統の都から未来を視る～新たな弁護士業務の展開～」としました。

そして、メインテーマを支えるサブテーマ（分科会及びセミナー）は、過去最多となる12としました。いずれのサブテーマも、新たな時代に起こるであろう課題に対して、私たち弁護士が対応していくために不可欠なヒントを与えてくれるものと確信しています。

【第1分科会】法律事務所の事業承継

持続可能な法律事務所の経営のために、弁護士法人のみならず個人事務所においても円滑な事業承継がなされることの必要性が認識されてきており、その方策を検討する。

【第2分科会】e裁判とAIの活用

我が国においても電子裁判（e裁判）が導入されようとしており、我々弁護士に新たな実務スキルの習熟が求められるとともに、その先にあるAIの業務での活用の可能性を探る。

【第3分科会】自動運転の普及と弁護士費用保険の拡大

近時弁護士費用保険の利用件数は拡大し弁護士業務の重要な柱の一つとなりつつある。他方、自動運転技術の進歩の動きがあり、これらによる今後の法制度や実務への影響を探る。

【第4分科会】eスポーツの現状と法的課題

近年注目を集めつつある「eスポーツ」について、どのような法的問題点があるのか、そして今後「eスポーツ」が健全に発展していくための方策を探る。

【第5分科会】行政手続における弁護士の関与業務の展開

従来あまり弁護士に意識されてこなかった行政手続への弁護士の関与が、国民の人権擁護活動であると同時に弁護士業務の大きな柱となりうるものであり、今後の展開を検討する。

【第6分科会】中小企業の事業承継

我が国経済の屋台骨を担う中小企業の経営者の高齢化に伴い、円滑な事業承継を進めることが重要な課題であり、前回の東京シンポジウムに引き続きこれを支援する方策について検討する。

【第7分科会】事務職員活用の新展開

法律事務所におけるリーガルサービスの提供は、弁護士のみならず、優秀な事務職員を活用することによってなし遂げられる。事務職員を活用することによって、法律事務所の生産性を向上させる方策を検討する。

【第8分科会】真の企業競争力に強化に向けた企業内外の弁護士実務の在り方

経済のグローバル化に伴い日本企業の国際競争力の強化が求められている。そのために弁護士が企業の内外においてどのように法的支援をしていくかを検討する。

【第9分科会】公金債権管理における弁護士の関与と福祉的配慮

自治体の有する公金債権の管理・回収に弁護士が関与する例が増えているが、滞納者等の立場に寄り添った福祉的な配慮をしつつ、弁護士が関与する意義を探る。

【第10分科会】民事信託の実務的課題と弁護士業務

超高齢社会の到来に伴い、高齢者の支援の方策として民事信託の活用が注目され、弁護士業務の柱の一つとなりつつある。そこで、民事信託における実務的な課題を検討し、今後の弁護士業務における展開を探る。

【第11分科会】一人暮らしの高齢者支援における弁護士の役割

超高齢社会の到来に伴い、一人で暮らす高齢者も増加している。そのような高齢者を孤立させないように、弁護士がどのような支援をしていけるのかを探る。

【セミナー】国際調停の最新潮流

経済のグローバル化に伴い、国際的な民商事紛争も増加する。日本において国際民商事紛争解決を目指す国際調停を普及させていくための課題と方策を探る。

(2) 同志社大学キャンパスでの開催

前回の東京シンポジウムと同じく、今回も土曜日開催とし、大学のキャンパスをお借りしての開催となります。多くの若手弁護士や法学部・法科大学院の学生にも、日弁連の最新の研究成果に触れてもらいたいとの思いからです。

また、今回のシンポジウムでは12のサブテーマを開催することもあり、参加者が複数の分科会に参加したいとの要望を持たれることを予想して、午前と午後の部に分か

れて開催する分科会を複数行います。

3 むすび

私たち弁護士の使命は、人権擁護と社会正義の実現にあります。人権擁護活動は公権力による人権侵害行為を正すことのみならず、私たちの日常の業務においてリーガルサービスを提供することによって、法的正義が実現されていくことにもその意義があるものです。そして、私たちがその使命を果たしていくためには、持続可能な弁護士業務の実現がその前提となるものです。そのため、人権擁護活動と弁護士業務の持続可能性は車の両輪とも言えます。弁護士業務改革シンポジウムは、私たち弁護士の持続可能な業務の展開を目指すものであり、人権擁護と社会正義を実現していくことを常に念頭に置きながら、私たち弁護士の業務における様々な課題を検討し、未来を切り開いていこうとするものです。

今回のシンポジウムに参加された皆さんは、恐らくもっと多くの分科会にも参加したかったとお考えのことでしょう。全ての分科会に参加することは難しくとも、本基調報告書を持ち帰られ、後日自分が参加しなかった分科会の項目も是非ご参照いただければ、必ず重要なヒントが示されているはずです。また、本基調報告書の本文に掲載しきれなかった情報は、巻末のDVD-ROMに収められています。是非そちらもご参照いただければ幸いです。

本シンポジウムの開催にあたっては、開催場所を提供していただいた同志社大学にひとかたならない御協力をいただくことができました。そして、地元会であります京都弁護士会の皆さまに多大なご尽力をいただき、開催に至ることができました。本シンポジウムの開催に関わられた皆さまと、本日シンポジウムに参加していただいた皆さまに、心より感謝申し上げます。

第21回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会
委員長 橋本賢二郎

後援に当たって

日本弁護士連合会第21回弁護士業務改革シンポジウムが、本学法学部及び同大学院司法研究科の後援により、本学キャンパスにおいて開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

新島襄により1875年に前身の同志社英学校が創立されて以来、本学は、「良心を手腕に運用する人物の養成」という建学の精神に基づき、「良心教育」を行ってまいりました。

シンポジウムを後援する本学法学部は、1891年に前身となる同志社政法学校が開設されて以降、約130年間、全国屈指の教育機関として、良心を手腕に社会の第一線で活躍する多数の卒業生を輩出しています。また、2004年に開設された大学院司法研究科は、新島襄の「一人一人は大切に。一人は大切に。」を信条として、未来の法曹を育成しています。シンポジウムの運営に当たっては、本学出身の関係者も多く関わっているとのこと。このような形で卒業生と再会できるのは喜ばしい限りです。

また、2018年11月には、本学を本拠として、公益社団法人「日本仲裁人協会」が設置・運営する「京都国際調停センター」がオープンしました。同センターは、日本初の国際調停センターとして、日本企業等はもちろんのこと、世界各国の企業等に対して、友好的かつ安価で迅速な紛争解決の場を提供するものです。シンポジウムでは、「国際調停の最新潮流～なぜ解決できるのか、京都で何ができるのか、世界で何が起きているのか～」と題してセミナーが開催されますが、まさに時宜に即したテーマと言えるのではないのでしょうか。

シンポジウムの会場となる今出川校地は、同志社英学校が寺町今出川から移転した1876年以來の歴史と伝統が刻まれたキャンパスです。そのキャンパスにおいて、多くの議論が交わされ、ひいては弁護士業務の更なる発展につながることを祈念して、御挨拶いたします。

同志社大学

副学長・学長室長 藤 澤 義 彦